

佐久市消防委員会条例

(設置)

第1条 佐久市における消防の十分な発達に資し、もって消防行政の円滑な運営を図るため、佐久市消防委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 消防団に関する重要事項について、市長に建議すること。
- (2) 消防団員の服務、待遇及び消防施設の改善その他消防に関して市長に建議すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 消防関係者
- (2) 消防に関し識見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が認める者

(会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、その職にあるために委員となった者の任期は、その在職期間中とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の例会は、年1回とする。

3 会長は、必要があると認めるときは、臨時会を招集することができる。

4 会長は、委員の3分の1以上の者が議題を示して委員会の招集を要求したときは、委員会を招集しなければならない。

5 委員会の招集については、その日時、場所及び付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

第7条 委員会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、同一事件について再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

第8条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第9条 委員会に幹事及び書記を置き、市長がこれらを任免する。

2 幹事は、委員長の名を受けて庶務に従事し、書記は、上司の名を受けて庶務に従事する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会が市長の同意を得て定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。